

V 水産物の流通と水産加工

1 水産物の流通

産地地方卸売市場は、主力水揚基地である平潟、大津、久慈、那珂湊、大洗、鹿島及び波崎の7ヶ所と、その他に小規模産地市場が開設されています。また、水産物（生鮮物、冷凍品、加工品等）を取扱う消費地市場は、水戸市や土浦市など県内5ヶ所に開設されています。

市場での取扱量の大部分を占めるかたくちいわし、さば類は、大半が波崎地区に水揚げされ、地元の加工業者によって冷凍加工されるとともに、サイズ等に応じてそれぞれの仕向け先に出荷されています。かつおは主に他県所属船により那珂湊漁港に水揚げされ、その大半が県内に鮮魚として出荷されています。小型船の主要漁獲物であるしらすは、しらす干しに加工されて消費地市場等に出荷されています。底びき網や刺し網、釣りなどで漁獲されるひらめ、かれい等の中高級魚は、主に産地の仲買人を通じて県内及び首都圏方面の市場へ出荷されています。

表11 平成22年の主力産地地方卸売市場における取扱状況

(上段:トン, 下段:百万円)

	平潟	大津	久慈	那珂湊	大洗	鹿島灘	波崎	総計
市場別計	2,216	6,120	…	1,146	4,886	1,163	26,712	42,242
	564	844	…	388	629	715	1,306	4,446
うち 鮮魚	2,216	6,120	…	1,146	4,818	974	26,641	41,915
	564	844	…	388	553	487	1,233	4,068
その他	-	-	-	-	67	189	71	328
	-	-	-	-	76	228	74	378

注1) その他は加工品、冷凍品等を指す。

「販売流通課:地方卸売市場の概要」

注2) 久慈の数値については未集計

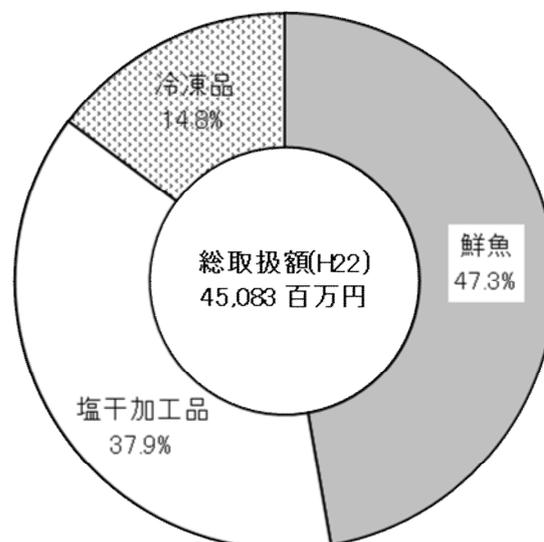
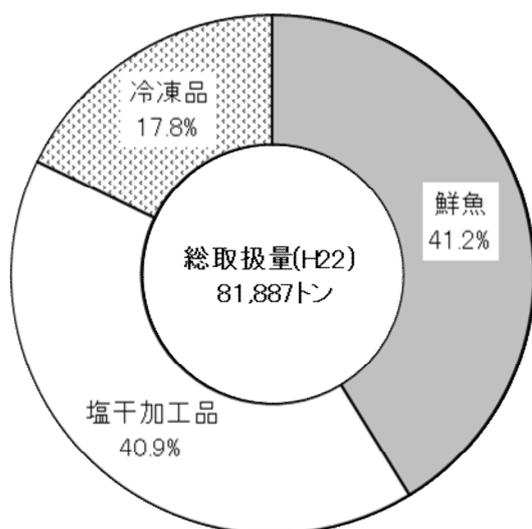


図 36-1 水戸市公設地方卸売市場における取扱量

図 36-2 水戸市公設地方卸売市場における取扱額

2 水産加工

(1) 水産加工業の地域別特色

本県において水産加工業が主に営まれている地域は、大きく沿海と霞ヶ浦北浦に分かれます。

沿海では、かつてはどの地区でも前浜もののいわし、さば類、さんま等を原魚とした塩干や煮干し等の加工が行われていました。しかし、昭和40年代以降、那珂湊と大洗地区では経営の安定を図るために、漁獲の不安定な前浜ものから周年稼働体制が維持できる輸入原魚を用いた加工に転換が進みました。現在の両地区は、たこやししゃもなど全国でも有数の輸入原魚の加工産地となっています。

大中型まき網漁業の基地である大津と波崎地区では、昭和40年代後半以降のさば、まいわしの豊漁に対応して養殖餌料向け冷凍加工が盛んに営まれていましたが、近年はまいわし生産量の減少により、加工生産が減少する一方、さばを主体とした付加価値の高い加工や、輸出の動きなどの変化が見られます。

霞ヶ浦北浦周辺では、古くから、湖で漁獲されるわかさぎ、はぜ、えび、ふな等を使った佃煮や煮干し、焼き物などの加工が行われてきたことから、著名な佃煮産地が形成されています。

(2) 加工生産量の推移

本県の水産加工生産量は昭和62年にピークを迎え、50万6,000トンとなりましたが、その後、まいわし、さばなど前浜もの水揚げ減等により減少を続け、平成12年には17万3,000トンにまで落ち込みました。しかし、平成15年以降は回復傾向が見られ、近年は20万から25万トンで推移しています。

○水産加工品の生産量

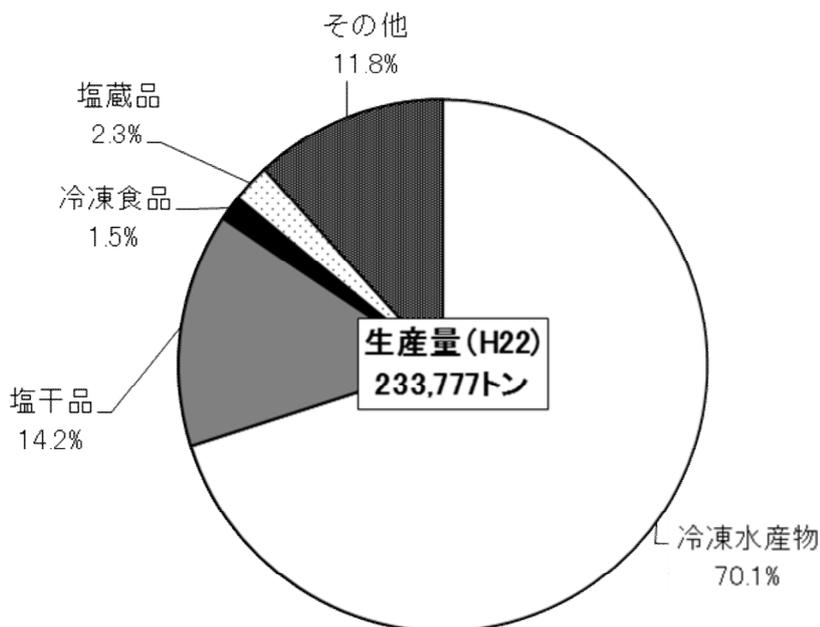


図 37 主要項目別生産量の割合

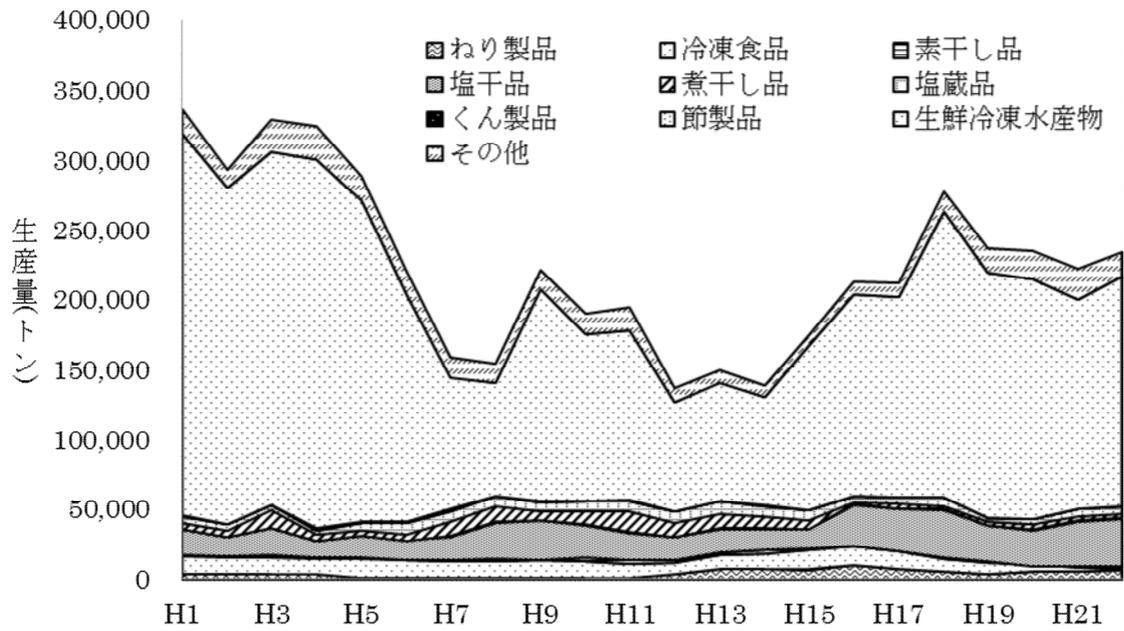


図 38 水産加工品生産量の推移

※平成 14 年よりくん製品と節製品の量は非公開となっている。

※平成 19 年調査より、ねり製品はかまぼこ類のみの量となっている。

※平成 14 年よりくん製品と節製品の量は非公開となっている。

●資料編 10-1~10-4

VI 水産業協同組合等

1 水産業協同組合

水産業協同組合は、各種事業を通じて組合員の生産と生活の向上に寄与するとともに、漁村において地域社会の中核として多様な役割を担っています。

平成22年度末の組合数は、地区漁協が沿海地区10、霞ヶ浦地区2、北浦地区2、内水面地区15と業種別漁協3、漁業生産組合1、水産加工協8の計41となっています。

地区漁協の事業実施状況は、沿海地区と霞ヶ浦、北浦及び内水面地区では大きく異なっています。沿海地区の多くの組合は、購買・販売・共済事業を実施していますが、霞ヶ浦、北浦及び内水面地区の大部分の組合では、指導事業を中心に実施しています。

しかし、本県の漁協は総じて規模が零細で、漁業不振等に伴う取扱い事業量の減少、固定化債権の増大、組合員数の減少等により、その経営状況は非常に厳しくなっており、H22年度決算では、沿海地区漁協の半数以上が累積欠損金を抱えています。また、漁業者数の減少に伴う組合員数の設立要件割れの懸念や漁協職員の削減による事務執行体制の脆弱化など、組織運営上の問題も生じています。

また、霞ヶ浦・北浦及び内水面の漁協についても組合員の減少・高齢化が顕著であるとともに、特に業務執行体制の脆弱性などが問題となっています。

漁協が、水産物の安定供給をはじめ、地域の活性化、資源管理型漁業の推進、担い手の育成など、ますます多様化する水産業の諸課題に引き続き対応していくためには、漁協合併による経営基盤の強化や事業コストの削減が不可欠となっています。

このため、漁協系統では、漁協合併促進法に基づき、平成11年に沿海地区、霞ヶ浦地区、北浦地区の各地区において「漁協合併基本計画」を策定し、また、県では、沿海地区、霞ヶ浦地区及び北浦地区をそれぞれ1漁協に合併し自立漁協とすることを目標とした「茨城県漁協組織・事業基盤強化基本方針」を平成14年3月に策定し、これらの計画・基本方針に沿って漁協合併を推進してきましたが、実現には至っていません。

沿海地区では、茨城沿海地区漁連、漁協の専務参事等で構成する沿海地区漁協合併研究会において、漁協合併の際の障壁となる財務格差の実態調査や産地市場統合の可能性などについて協議が行われ、北部・中部・南部の3地区で合併した後、県1漁協へ合併する方針が決まりました。各地区に設置された協議会等では、合併における具体的な協議が進められ、まず、平成19年9月に南部地区の波崎漁協と波崎共栄漁協が合併し、「はさき漁協」が設立されました。その後、平成23年3月と10月に会瀬漁協と河原子漁協が久慈町漁協に吸収合併されましたが、北部と中部の合併はほとんど進捗しないまま、東日本大震災以降は協議が中断されています。このことは、当該震災により多くの漁協が被災し、固定資産の損失や復旧経費の支出などにより財務状況が大きく変化したことと、被災した各漁協が自らの復旧を優先するため、施設の統合等を伴う合併の協議が敬遠されがちであることなどが原因となっています。

霞ヶ浦地区では、平成22年1月に14漁協が合併して、「霞ヶ浦漁業協同組合」が設立されました。その後、麻生漁協が脱退したことにより1会員となった霞ヶ浦漁連が、平成22年7月に霞ヶ浦漁協に包括承継されました。高浜入漁協については、所属組合員が霞ヶ浦漁協に加入したうえで、平成22年8月に解散しました。また、北浦地区では、

平成14年6月に6漁協が合併して、「きたうら広域漁業協同組合」が設立されました。霞ヶ浦漁協ときたうら広域漁協では、現在も引き続き、残る漁協との合併を検討しています。

内水面地区では、小規模な漁協が多く、将来的には1河川1漁協体制を構築することが望ましいと考えられます。当面は、将来の合併を見据えて各漁協の財務基盤の安定など健全な運営に努めることが肝要となっています。

また、水産加工業協同組合では、霞ヶ浦北浦地区の5つの組合が合併して、平成17年8月1日に「霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合」が設立されました。また、沿海地区の組合についても、合併により経営基盤の強化を図る必要があると考えられます。

●資料編 7-1, 7-2

2 金融

漁協系統信用事業においては、平成17年4月からのペイオフ凍結解除により、金融機関として社会的責任を果たすことが求められており、預金者等利用者である組合員からは、これまで以上に財務内容や経営姿勢に対して厳しい目が注がれています。

このような状況下において、漁協系統信用事業の健全性を確保していくためには、信用事業実施体制を整備し、事業実施基盤を備えた規模の確保が必要不可欠です。

茨城県信漁連では、平成4年度から1県1信用事業統合体の実現に向けて取り組んできましたが、平成17年12月1日付けで磯崎漁協が信用事業を譲渡したことで、全国で13番目の1県1信用事業体が完成しました。

しかし、本県の漁協系統信用事業は、近年の不漁や魚価安、さらに燃油価格の高騰などにより、厳しい漁業経営を強いられているなかで、貯金量は平成12年度末で207億円だったものが、平成23年度末には184億円に減少し、貸出金についても漁業者が設備投資を控えているため、平成23年度末の貸出残高49億円まで減少しています。

水産制度資金についても利用の低迷が続いていましたが、平成23年度では東日本大震災対応の漁業経営対策資金（漁船等の修繕復旧等の資金）は4億6878万円、漁業近代化資金は2億7154万円と昨年度の約1.8倍の実績でした。漁業信用基金協会の保証承諾額については、東日本大震災対応の漁業者等緊急保証対策により20億135万円と前年より大きく上回りました。しかし、この状況は大震災からの早期復旧の一時的需要であり、平成20年の燃油高騰以来の燃油価格の高値傾向に原発事故による出荷制限や風評被害が加わり、漁業者の設備投資意欲は十分に回復していません。

茨城県信漁連は貸出金残高の減少や、超低金利の下での運用利回り低下などにより、収益が減少するなか、資産自己査定厳格化などで厳しい経営環境にあることから、浜の信頼性の一層の強化、会員・漁業者の経営健全化、事業推進体制・運用体制の強化を事業展開の柱として、「JFマリンバンク基本方針」に基づき、自己資本の増強、貯金・貸出業務の推進、経費の節減等に取り組んでいます。

●資料編 8-1, 8-2

Ⅶ 漁業制度

1 漁業権漁業

漁業権とは、都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利であり、「共同漁業権」、「区画漁業権」及び「定置漁業権」の3種類があります。また、免許期間は、10年（特定区画漁業権、定置漁業権及び内水面の第2種区画漁業権は5年）となっており、本県の場合には、制度上、茨城海区、霞ヶ浦北浦海区及び内水面の3つに分けられています。

これらの漁業権の多くは、平成15年度に一斉に切替手続きが行われ、免許が更新されました。この結果、茨城海区では、共同漁業権は1件減少し15件となりました。この内訳は、あわび・はまぐり・わかめ漁業等を内容とする第1種共同漁業権が13件、雑魚建網漁業を内容とする第2種共同漁業権が1件、第1種及び第2種を合せ有する共同漁業権が1件です。この他、会瀬沖にぶりなど回遊魚を対象とした定置漁業権を1件免許しています。

霞ヶ浦北浦海区は、雑魚張網漁業を内容とする第2種共同漁業権の18件、真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権の7件を引き続き免許しており、こいなど網いけす養殖業を内容とする第1種区画漁業権が18件減少して16件の免許となっています。

内水面の共同漁業権は、しじみ漁業等を内容とした第1種共同漁業権と、こい・ふな・あゆ漁業等を内容とし、増殖が義務付けられている第5種共同漁業権の免許を今回分離しました。この結果、第1種共同漁業権が6件、第5種共同漁業権が14件となりました。また、この他、埼玉県、千葉県が免許している共同漁業権が1件あります。なお、区画漁業権は真珠養殖業を内容とする第1種区画漁業権が4件と、こい・ふな・うなぎ養殖業を内容とする第2種区画漁業権が1件免許されています。

2 知事許可漁業

知事許可漁業には、中型まき網漁業及び小型機船底びき網漁業などのように、都道府県ごとに許可隻数の最高限度、合計総トン数の最高限度などについて農林水産大臣が統一的に規制し、その範囲内で知事が許可する法定知事許可漁業と、各都道府県ごとに漁業調整規則によって許可制としている知事許可漁業とがあります。

茨城海区では、18漁業種類について、平成23年度は延べ3,161件許可（認可10件を含む）されていますが、その主なものは、小型機船底びき網漁業967件、機船船びき網漁業1,049件、さし網漁業301件、固定式さし網漁業377件、せん・かご漁業360件などであり、各経営体ともこれら漁業を組合せて経営しているため、1人当たり数種の許可を受有しています。

霞ヶ浦北浦海区では、13漁業種類について平成24年度は延べ1,833件許可されています。その主なものは、小型機船底びき網漁業691件、さし網漁業894件、つけ漁業223件等です。

内水面では、14漁業種類について、延べ490件許可されています。主なものとしては、ひき網漁業47件、さし網漁業190件、ふくろ網漁業156件等です。

3 大臣許可漁業及び大臣承認・届出漁業

平成13年6月に制定された水産基本法制定の趣旨を踏まえ、14年8月の一斉更新において、ほぼ40年ぶりに指定漁業の見直しが行われました。

指定漁業として従来承認漁業であった北太平洋さんま漁業、日本海べにずわいがに漁業、いか釣り漁業が新たに追加された他、10トン以上20トン未満の船舶で操業する近海・かつおまぐろ漁業も追加されました。

本県における大臣許可件数（認可件数を含む）は、遠洋かつお・まぐろ漁業3件、大中型まき網漁業26件、沖合底びき網漁業8件、北太平洋さんま漁業4件及び中型さけ・ます流し網漁業2件の合計43件です。

また、大臣届出漁業の届出件数は、沿岸まぐろはえ縄漁業1件、小型するめいか釣り漁業14件の合計15件です。

○海面における許可漁業等の件数（平成24年7月1日現在）

知事許可漁業 (定数漁業)	小型機船底びき網漁業（板びき網）（5トン以上15トン未満）	24件
	小型機船底びき網漁業（えび板びき網）（2トン以上5トン未満）	207件
	中型まき網漁業（5トン以上15トン未満）	3件
	機船船びき網漁業（しらすひき網）（5トン未満）	288件
	せん・かご漁業（沖合かご漁業）（15トン未満）	24件
知事許可漁業 (非定数漁業)	小型機船底びき網漁業（自家用餌料板びき網）（5トン未満）	315件
	小型機船底びき網漁業（貝まき）（5トン未満）	344件
	小型まき網漁業（5トン未満）	4件
	機船船びき網漁業（さよりひき網）（5トン未満）	364件
	機船船びき網漁業（おきあみひき網）（15トン未満）	355件
	さし網漁業（流し網）（5トン未満）	279件
	はえなわ漁業（5トン以上20トン未満）	5件
	地びき網漁業	20件
	固定式さし網漁業（甲種）（2トン未満）	158件
	固定式さし網漁業（乙種）（2トン以上15トン未満）	219件
	せん・かご漁業（あなごせん漁業）（15トン未満）	157件
	せん・かご漁業（沿岸かご漁業）（15トン未満）	179件
	あわび漁業	51件
指定漁業 (大臣許可漁業)	遠洋かつお・まぐろ漁業（120トン以上）	3件
	大中型まき網漁業（15トン以上）	26件
	沖合底びき網漁業（15トン以上）	8件
	北太平洋さんま漁業（10トン以上）	4件
	中型さけ・ます流し網漁業（30トン以上）	2件
大臣届出漁業	かじき等流し網漁業（10トン以上）	0件
	沿岸まぐろはえ縄漁業（10トン以上20トン未満）	1件
	小型するめいか釣り漁業（5トン以上30トン未満）	14件

※件数には認可、試験操業を含む。

4 漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度

（1）漁獲可能量（TAC）及び漁獲努力可能量（TAE）制度の概要

平成8年（1996年）に国連海洋法条約が批准され、平成9年（1997年）1月から新たな漁業管理制度として、年間の漁獲量の総量を管理する漁獲可能量（TAC: Total Allowable Catch）制度が導入されました。

さらに、平成13年6月には、根拠法令である海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等が改正され、低位水準になっている水産資源を早急に回復させるための取り組みとして、新たに漁獲努力量（TAE: Total Allowable Effort）管理制度が加えられました。

①TAC 制度

漁獲可能量（TAC）を定める魚種（第1種特定海洋生物資源）は、①漁獲量、消費量が多い魚種、②資源状況が悪く、緊急に保存・管理を必要とする魚種、③我が国周辺水域で外国漁船によって漁獲されている魚種のうち、資源状況の明らかなものから選定され、さんま・すけとうだら・まあじ・まいわし・さば類（まさば及びごまさば）・ずわいがに・するめいかの計7種類です。

この制度では、まず、国（農林水産大臣）が漁獲可能量、大臣管理漁業ごと及び都道府県ごとの漁獲可能量の配分等を内容とする「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（以下「基本計画」）」を定めます。次に、知事は、国の基本計画で配分された県配分量（知事管理量）に基づいて、県の管理計画（県計画）を定めることとなっています。

本県では、平成24年の知事管理量として「ずわいがに」について「若干」の配分をうけ、県計画によって、この魚種を主に漁獲する小型底びき網漁業（地方名称 板びき網漁業）を管理対象漁業とすることを定めています。なお、「若干」の配分量を受けた魚種は、近年の漁獲実績が多くないために具体的数量の配分ではありませんが、現状の漁獲努力量を増すことがないように努める必要があるというものです。

②TAE 制度

TAC制度が年間の漁獲量の総量を管理するのに対し、TAE制度は、年間の漁獲努力量の総量、例えば出漁隻数や投網回数などを管理する制度です。TAE制度による漁獲努力量の管理もTAC制度と同様に、国（農林水産大臣）が定める基本計画並びに知事が国から配分された量（知事管理量）に基づいて定める県計画によって行われます。

TAE制度の対象となる魚種（第2種特定海洋生物資源）は、現在、あかがれい、いかなご、さめがれい、さわら、とらふぐ、まがれい、まこがれい、やなぎむしがれい、やりいかの9種が指定されています。平成15年3月に「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」が作成されたことに伴い、本県に対しては、同年5月からやなぎむしがれいに関するTAEの配分がなされるようになり、5トン以上の小型機船底びき網漁業を対象に管理が行われています。

なお、「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」は平成23年度をもって終了したため、平成24年度は「茨城県資源管理指針」に基づいた管理が行われています。

(2) 漁獲可能量 (TAC) 及び漁獲努力可能量 (TAE) 制度の管理

① TAC の管理

当制度の円滑な進行・管理には、漁獲量（採捕量）の迅速かつ正確な把握が必要不可欠であり、本県では平成 8 年度に整備し、定期的に更新を行っている産地市場（11 漁協）と県及び国を結ぶコンピュータネットワークにより、リアルタイムに漁獲（採捕）データを収集しています。直近では平成 19 年度に更新を行いましたが、東日本大震災により発生した津波により、県内 3 漁協の設備が流失したため、これら漁協については平成 23 年度に再整備を行いました。

○本県配分に対する採捕実績（23 年漁期）

魚種	採捕量	管理期間
まあじ	41.9 トン	平成 23 年 1 月～12 月
さば類	107.9 トン	平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月
ずわいがに	0.0 キロ	平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月

※本県では平成 23 年の知事管理量として上記 3 魚種に対して「若干」の配分量を受けている。

○全国における特定海洋生物資源の採捕実績（23 年漁期）

魚種	漁獲可能量	採捕量	管理期間
さんま	423 千トン	205 千トン	平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月
すけとうだら	288 千トン	186 千トン	平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月
まあじ	220 千トン	152 千トン	平成 23 年 1 月～12 月
まいわし	209 千トン	142 千トン	平成 23 年 1 月～12 月
さば類	717 千トン	391 千トン	平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月
するめいか	297 千トン	209 千トン	平成 23 年 1 月～12 月
ずわいがに	6,227 トン	4,159 トン	平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月

② TAE の管理

平成 23 年の北部太平洋におけるやなぎむしがれいの TAE は、4～6 月の 3 ヶ月間に 69,346 隻日で、このうち本県への配分は 1,920 隻日でした。実際の努力量は、全体で 4,034 隻日、本県分は 494 隻日で、それぞれ消化率は 6%、26%でした。

5 遊漁関係

(1) 遊漁船業

「遊漁船業の適正化に関する法律」が改正（平成 15 年 4 月 1 日）され、届出制から登録制となりました。これにより、損害賠償責任保険への加入や遊漁船業務主任者の選任、業務規程の作成・届出が義務付けられています。

海面での業者数は 159 業者 173 隻、霞ヶ浦北浦での業者数は 4 業者 4 隻となっています（平成 24 年 7 月 1 日現在）。このうち、141 業者（87%）が漁業協同組合員で、173 隻のうち 150 隻（87%）が漁船であり、多くの業者が、漁業と遊漁船業を兼業しています。

Ⅷ 東日本大震災への対応

1 漁港及び漁港海岸の復旧

漁港施設等が損壊したことから、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（負担法）」に従い、平成 23 年 4 月に災害概況報告を行うとともに、国による災害査定（23 年 6 月～12 月、計 7 回）を受け、査定箇所数 87 箇所、査定決定額 131 億 66 百万円の決定を受けました。この間、震災により漁港内航路・泊地に大量の漁網、瓦礫等が流出し、船舶の航行に支障をきたしていたことから、平成 23 年 7 月までに全ての漁港で除去作業を完了しました。

さらに、被災が軽微な岸壁周辺で、荷さばき所の通路確保、道路確保、段差解消などの応急復旧工事を行い、全ての漁港で平成 23 年 6 月までに水揚げ可能な状態に回復させました。

2 水産業共同利用施設

沿海地区に位置する漁協等が所有する市場、製氷施設等共同利用施設については、津波や地盤沈下により利用できなくなったことから、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法（暫定法）」に従い、平成 23 年 4 月に災害概況報告を行うとともに、国による災害査定（23 年 7 月～12 月、計 6 回）を受け、査定箇所数 33 箇所、査定決定額 247 百万円の決定を受けました。

また、国一次補正で創設された「水産業共同利用施設復旧支援事業」を活用し、18 団体（15 組合、3 市町）、90 件の施設・機器等の復旧に対し、支援しました。

栽培漁業センターについては、国三次補正で創設された「水産業共同利用施設復旧整備事業」を活用し、従来の「浸透取水方式」から「直接取水方式」に切替え、平成 25 年度に種苗生産が再開できるよう復旧を進めることにしました。

これら事業を活用し、23 年度内に水揚げ等に必要となる共同利用施設の約 8 割が復旧しました。

3 経営安定への支援

震災により、海面では登録漁船のうち 366 隻が被災し、登録隻数はおおよそ 1 割減少するなど、大きな影響がありました。平成 24 年末現在では漁船の修理や代船確保などの手当ては概ね終了しています。また、漁具等については、海面で 269 件、内水面で 40 件の計 309 件の被害がありました。これらの津波で被災した漁船や装備については、漁船保険や各種の金融支援を活用し、復旧が進められました。

被災した漁業者に対しては、当面の生活資金を確保するために、関係市町と協調し、平成 23 年 4 月に信漁連が融資する資金を無利子化し、計 341 件、302 百万円の貸付を行いました。

さらに、漁業近代化資金で対象とならない中古漁撈装備の設備資金やまき網漁業への運転資金に対して、上記の生活資金と同様に無利子制度資金を創設し、計 39 件、469 百万円の貸付を行うとともに、漁業近代化資金については国事業により無利子化及び無担保・無保証で借入れが可能となったことから、新たな漁船・漁具の取得整備を支援したほか、既往の制度資金借入者のうち償還が困難な 22 件については、償還猶予の措置を講じました。

また、「共同利用漁船等復旧支援対策事業」を活用し、漁業者が共同利用又は自営漁業をするために、全損被害を受けた漁船・漁網・定置網を漁協が取得する経費に対し支援し、平成 23 年 11 月には本県唯一の大型定置網が再開されました。

なお、水産加工業者の施設は、水産業共同利用施設に位置付けられてないことから、暫定法等補

助事業が活用できないため、国一次補正で創設された「中小企業等グループ施設等災害復旧事業（中小企業庁）」に基づき、7グループ（水産加工組合員及び組合の94者）が復旧を行いました。

4 放射性物質の対応

平成23年3月22日、厚生労働省から水産物のモニタリング強化の通知が出され、県及び関係漁協は、水産物の検査に取り組みました。県では水産物の検査体制を充実するため、平成23年11月に水産試験場のNaI検査機器を整備するとともに、漁業調査船「いばらき丸」「ときわ」「あさなぎ」によるサンプリングや、漁業者によりサンプリングされた検体を合わせ、平成24年12月末まで計137種、3,679検体の検査を行いました。その結果は県ホームページで公開するとともに、出荷業者が必要とする検査証明書発行の対応を行いました。

これまでの検査において、平成23年4月に暫定規制値（500Bq/kg）を超過するコウナゴ（イカナゴ稚魚）が確認され、4月5日付けで漁業団体に対し、イカナゴの出荷自粛を要請（平成24年6月コウナゴ解除。引き続きメロウド（イカナゴ親魚）は制限中）したほか、9月にはエゾイソアイナメからも暫定規制値を超過する値が確認されたため、9月5日に出荷自粛を要請（平成24年7月解除）しました。

また、平成24年4月1日より、食品衛生法第11条第1項に基づき、「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び告示の改正」に対応するため、平成24年3月14日に開催した沿海漁協組合長会議において、海産魚介類については、国が新たに定める基準値（100Bq/kg）を超える魚介類が市場に流通しないよう以下のとおり対応することを決定し、平成24年3月26日から県及び沿海漁協は取り組んでいます。

○県及び漁業者の対応について

①100Bq/kg 超過した魚種

3月以降、新基準値を超えた魚種は、県の自粛要請に基づき出荷・販売を自粛する。
自粛区域は、県内全域。

②50Bq/kg 超 100Bq/kg 以下の魚種

3月以降、基準値を超える危険性のある魚種は、自主的に生産を自粛する。
自粛区域は、北部（日立市以北）、県央部（東海村から大洗町）、南部（銚田市以南）の各海域。

③50Bq/kg 以下の場合

通常どおり出荷・販売を行う。

④解除に向けた対応

検査期間：1カ月

検査回数：海域毎に3カ所以上

解 除：海域毎に解除

新基準値が施行された平成24年4月1日以降、本県魚介類はヒラメやスズキなど10魚種に対し原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく出荷制限が指示されることとなりました。県の出荷自粛要請や業界が自主的に生産を自粛する魚種を含めると、平成24年5月に39の魚種について操業が制限されることとなりました。その後、シラス、イカ、タコ等

は不検出が続き、残る魚介類も検査の値は低下傾向にあり、平成 24 年 12 月末には 26 種まで減少しています。

なお、国の出荷制限指示がかかるヒラメについては、平成 24 年 8 月 30 日付けで北緯 36 度 38 分（日立市川尻付近）より南の海域について解除されました。

国の出荷制限の解除

平成 24 年 3 月 12 日付け原子力災害対策本部作成の「検査計画，出荷制限等の品目・区域の設定解除の考え方（平成 24 年 7 月 12 日一部改訂）」（国のガイドライン）に基づき、解除要件を満たした魚介類については、県が原子力災害対策本部長へ解除申請し、それを国が認めた場合は解除となります。

解除の要件は以下のとおり（※国のガイドラインより抜粋）。

i 沿岸性魚種，回遊性魚種

解除しようとする区域から、原則として概ね 1 週間に 1 回（ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない）、複数の場所で、すくなくとも 1 ヶ月以上（計 3 回以上）検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。

ii 内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする区域から、原則として概ね 1 週間に 1 回（ただし、検体が採取できない場合はこの限りではない）、複数の場所で、すくなくとも 1 ヶ月以上（計 3 回以上）検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っていること。

5 風評への対応

平成 23 年 4 月にコウナゴから暫定規制値を超える値が検出された際には、底びき網やまき網漁獲物の価格が一時的に暴落しました。

県では、市場関係者や大手量販店のバイヤー等に対し、県産水産物の放射性物質の検査体制や安全性を説明し、県産水産物の適正な流通について要請を行いました。

また、漁業者や水産加工業者等は消費者に直接アピールするため、笠間の陶炎祭り（H23.4.29～5.5）や茨城グルメまつり（H23.11.13）、茨城スイーツ・グルメフェア（H24.3.9～10）など各イベントに出展したほか、カスミやイオン等量販店の協力を得て、鮮魚販売等のキャンペーンを実施しました。

震災後 1 年を経過した平成 24 年度も、県では流通関係者等に放射性物質の状況や検査体制等の説明を行い、取扱いの再開に向け、協力要請を続けました。漁業者や水産加工業者等は、元気いばらき！夏のグルメ屋台村&サーフィンフェスティバル in 大洗（H24.7.7～8）や朝霞市民まつり（H24.8.4～5，埼玉県）、復興いばらき県民まつり（H24.11.3～4）、明治安田生命東日本大震災復興支援物産展（H24.11.14，東京）などの県内外のイベントに出展したほか、量販店（エコス，セイブ，カスミ）とともに県産水産物の販売促進に取り組みました。

本県水産物は、未だに風評の影響は残るものの、これら漁業者，水産加工業者，組合等の取り組みにより、平成 24 年秋以降は、沿岸漁業の主要魚種であるシラスの加工製品が量販店の店頭に並ぶなど、取扱いが回復しつつあります。

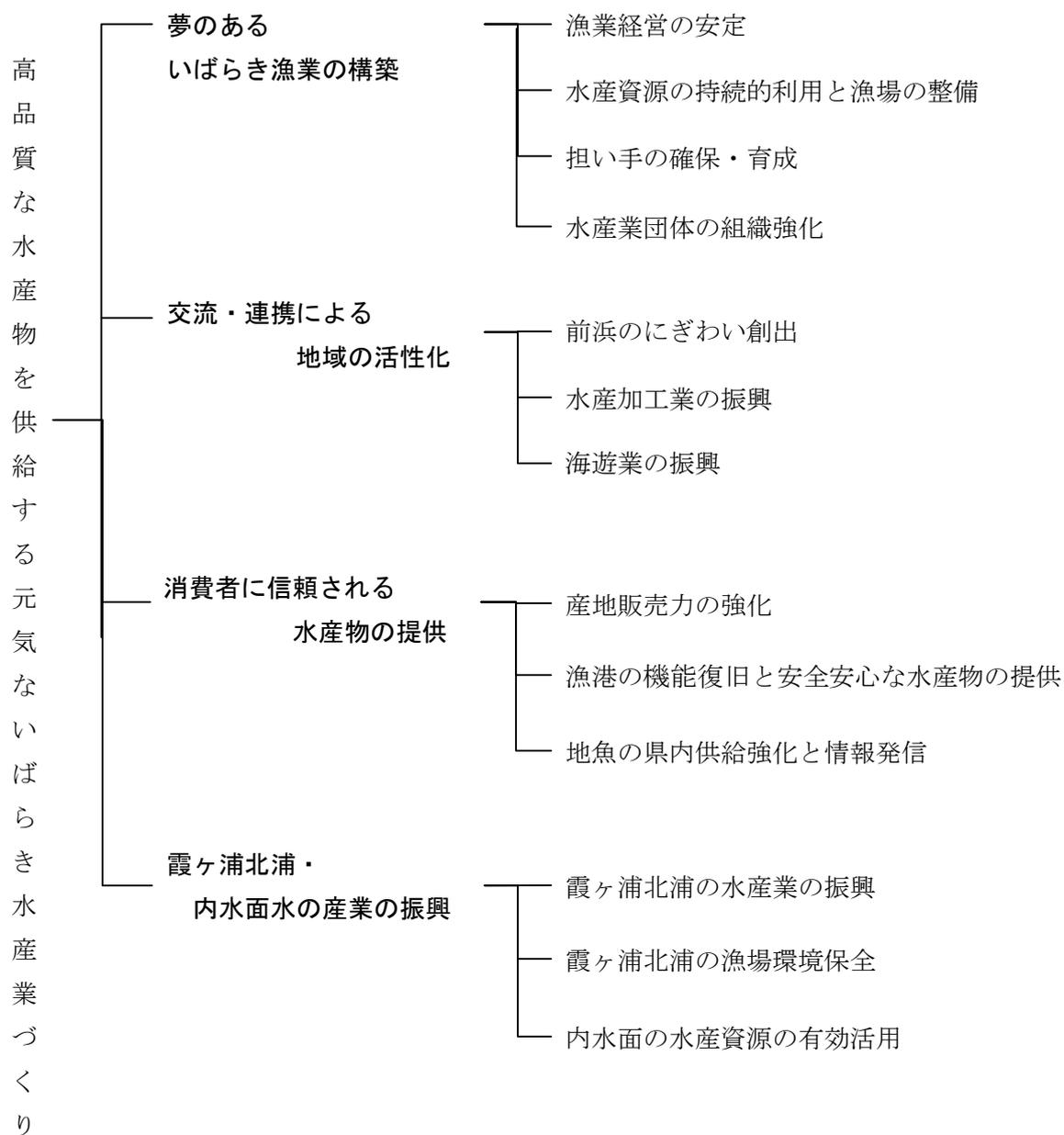
6 損害賠償への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、国出荷制限指示などによる休漁や操業海域の制限、風評により被った損害については、東京電力(株)から適切かつ迅速に補償がなされるよう、漁業及び水産加工業団体が行う損害賠償額請求に対して協力を行いました。

平成 24 年 12 月 21 日までに、合計 22,654 百万円の請求に対し、22,399 百万円が支払われました。

IX 平成 23 年度に講じた水産業振興施策の概要

施策体系



漁獲量の減少や就業者の減少など、本県水産業を取り巻く厳しい情勢を踏まえて水産業の振興を図るため、平成23年4月に「茨城県水産業振興計画（2011－2015）」を策定し、夢のあるいばらき漁業の構築、交流連携による地域の活性化、消費者に信頼される水産物の提供、霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興の4つの施策展開の方向に基づき、水産業の振興を進めることにしていました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、沿海地区の漁港施設や組合所有の施設、漁船や漁具、水産加工製品等に甚大な被害が発生し、さらには本県の水産物から暫定規制値（500Bq/kg）を超える放射性物質が検出されるなど、被災した漁港など水産関連施設の復旧や県産水産物の安全性の確保、風評被害の払拭などに優先的に取り組む必要にせまられたことから、平成24年5月に茨城県水産業振興計画の一部を改定しました。

1 夢のあるいばらき漁業の構築

東日本大震災で被災した漁業者の生活維持や被災した漁船・漁具等の復旧に向け、利子補給等の金融支援を行うとともに、福島第一原子力発電所事故の影響により漁業関係者が被った損害が適切に補償されるよう東京電力へ働きかけるなど、漁業者の経営安定を図りました。

また、被災した栽培漁業センターに代わり、水産試験場栽培技術センターでアワビ種苗生産を再開し、栽培漁業の継続を図るとともに、水産資源の持続的利用に向け、産地市場の水揚げ情報を迅速に把握するためのコンピュータネットワークの更新および維持管理を行いました。

さらに、漁業担い手の確保育成に向け、漁業就業希望情報の登録・マッチングを図るとともに、漁業士会や漁協女性部による本県水産業の復興に向けた活動を支援しました。

2 交流・連携による地域の活性化

水産加工業の振興のため、茨城県信用漁業協同組合連合会に資金を預託することにより、茨城県水産加工業協同組合連合会及び県内の水産加工業協同組合へ加工原魚買付資金等の運転資金を融通し、水産加工業の経営安定を図りました。

また、遊漁船利用者の安全確保のため、遊漁船業法に基づく遊漁船業者の登録を行うとともに、遊漁船協議会の運営支援やまき餌釣りに関する漁業と遊漁の調整を指導し、適切な漁場利用を図りました。

3 消費者に信頼される水産物の提供

消費者に安全安心な水産物を安定的に提供していくため、津波により機能を失った岸壁や護岸など漁港施設や市場、冷蔵庫など共同利用施設の復旧を計画的に進め、産地の水揚げ機能の回復を図るとともに、福島第一原子力発電所事故による本県水産物への放射性物質の影響について、徹底した検査の実施や迅速で解りやすい情報発信を行い、本県水産物の安全性を確保しました。

また、水産物の地産地消を推進するため、雇用創出等基金を活用し、県北部のあんこうや霞ヶ浦の寒曳きわかさぎ等のPRを行ったほか、漁業者が加工・販売に取り組む生食用しらすについて、パッケージデザインの作成支援やニーズ調査、都内百貨店における試験販売の実施等により、販路の拡大を図りました。

さらに、ホームページやパンフレット、タウン誌への広告掲載などにより、いばらきの地魚取扱店認証制度や旬の地魚のPR等に取り組みました。

4 霞ヶ浦北浦・内水面の水産業の振興

霞ヶ浦北浦や、その他の河川湖沼など内水面においては、水産資源の維持増大や漁場環境の保全に向け、漁協等が行う種苗放流への支援や魚介類の産卵・育成場となる水生植物帯の造成を行うとともに、アメリカナマズ等外来魚の駆除やカワウの追い払い等の対策を進めました。

また、平成21年4月に再開されたコイ養殖の振興を図るため、KHV耐性コイの生産において、昇温処理によるKHV病耐性の獲得条件を確認し、耐性コイ種苗の生産効率化を図るとともに、ワカサギやコイの販売促進活動を推進し、霞ヶ浦北浦の水産物のPRを図りました。